

2021年1月12日

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまへ



新型コロナウイルス感染症により影響を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社では、火災保険の更新保険料のお支払いや更改手続きに関するご契約者の皆さまからのお問い合わせを下記のお客さま専用窓口で承っておりますので、ご案内申し上げます。

記

1. 特別措置

(1) 更新保険料の払込み猶予

更新保険料の払込みを2021年1月8日から最長2021年3月31日まで猶予できるものとします。

(2) 更改手続きの猶予

継続となる契約の更改手続きを2021年1月8日から最長2021年3月31日まで猶予できるものとします。

2. お客さま専用窓口

本特別措置の適用をご希望されるお客さまは、下記窓口までお申出ください。

お客さま専用窓口 フリーダイヤル 0120-0810-56

受付：平日9時～17時（土日祝日を除く）

以上